

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和6年4月23日（火） 午後5時58分～午後6時55分
2. 場 所 枚方市役所 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下5名
市 側：総務部次長、職員課長、書記（職員課 課長代理）
4. 課 題 「組合事務所の使用等に関する要求書兼団体交渉申入書」に基づく交渉

<交渉内容要旨>

1. 組合事務所使用について

組 合	市
- 職員会館の使用に関する基準は、我々が記事を書く際の委縮に繋がっているがどのように考えているのか。 - 法案等に関するニュースについては、中長期的にみて、職員の生活や職務に係るものであることを考慮し、掲載している。それが、本格的に本市職員に関わるようになってからでは遅いと考えているが、入口のところで制限される。このように管理権を行使することによって、市に不当労働行為があってはならない。 - 現在の使用に関する基準は廃止を求める。 - 組合としては、適正な活動を行っている認識であり、管理権の濫用ではないのか。	- 労働組合の活動は憲法で認められていると認識している。「職員の勤務条件の維持改善及び福利厚生の活動に限る」としている基準は、組合活動を制限しているものではなく、行政財産である建物の中での制限を定めているものである。 - 使用に関する基準では、政治に係る全てを禁じているものではなく、法案に対するものについては、その内容が本市職員の勤務労働条件等と密接に関連するものについては禁じていない。今後も、疑義の生じるものがあれば、協議していく。 - 使用に関する基準は、行政財産の適正管理のために定めているものであり、廃止は考えていない。見直しを全くしないというものではないが、現基準はベースになるものと考えている。 - 地方自治体が行政財産を組合事務所として貸与する場合に、地方自治体は、適正な利用目的の制限を定める必要があると考える。

2. 組合事務所の代替措置について

組 合	市
職員会館は将来的に解体される予定となっているが、組合事務所は50年以上供与を受けてきたものであり、代替措置として、庁舎内等での組合事務所の確保を当局の責任で求める。	解体後に組合事務所を提供する法的義務はないものの、代替措置に係る協議については、他の協議案件と合わせ対応していく。